

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)、( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号      | 受付日       | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項   | 提案の具体的内容等   | 提案主体    | 所管官庁         | 所管省庁の検討結果   |       |  | 規制改革会議における再検討項目 |
|-----------|-----------|-------------|---------------|--|---|---------|--------------|---|-------|--|-----------------|
|           |           |             |               |  |   |         |              | 制度の現状   | 該当法令等 | 措置の分類  |                 |
| 270331009 | 26年10月30日 | 26年11月21日   | 27年3月31日      | 介護分野における外国人留学生の在留資格の緩和   | 企業活動のグローバル化進展とわが国における人口減少と労働力不足に対応するため、高度な知識を有する外国人留学生の採用を検討する企業は年々増加傾向にある。厚生労働省が平成25年9月に実施した全国の中小企業1775社を対象にした「外国人留学生の採用意欲調査」によれば、日本の大学を卒業した外国人留学生の採用を前向きに考えている企業は、52%となっている。その理由は「留学生にグローバル展開の中心的な役割を担ってほしい」、「海外拠点の中心的な役割を果たしてほしい」という回答が多いが、「医療・福祉分野、や」建設業界、では「人手不足の解消、という回答が多くなっている。その一方で、現在、健康・医療・福祉分野の専門学校を卒業した外国人留学生は「専門士」の称号を得ても、卒業後、在留資格を取得できない。今後飛躍的に求人ニーズの増加が予想される。同分野の人手不足を解消するためには、「介護福祉士」の国家資格を取得した外国人留学生には、日本の介護・福祉機関での就業を認めるべきである。 | 大阪商工会議所 | 法務省<br>厚生労働省 | 出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第1の5の表、平成2年法務省告示第131号(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第一の一の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件) | 検討に着手 | 「日本再興戦略」改訂2014、(平成26年6月24日閣議決定)において、外国人留学生の介護分野における就労を認めるため、年内を目途に制度設計等を行うことが盛り込まれ、法務省の「出入国管理政策懇話会」、厚生労働省の「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」等において介護分野における外国人材の受入れについて議論いただき、外国人留学生が介護福祉士資格を取得した場合、在留資格を付与する方向性が示され、所要の法案が国会に提出されています。産業競争力の強化に関する実行計画(平成27年2月10日閣議決定)においても、「介護福祉士の国家資格を取得した外国人留学生が引き続き国内で就労するための新たな在留資格を創設するため、必要な措置を速やかに講じることとされたところであり、関係省庁とも連携しながら制度設計を着実に進めることとしています。   |                 |
| 270630036 | 27年5月18日  | 27年6月1日     | 27年6月30日      | 林業再生の障害となる山林の所有に関する制度を抜本的に見直すこと                                  | 【要望内容】山林の所有に関する制度の抜本的見直し<br>【理由】所有者不明の山林は、森林経営の集約化・大規模化や6次産業化等を進めるうえで阻害要因となっている。そのため、所有者を明確にする権利登記の義務化など、山林の有効活用を促進し、強い林業づくりを推進する必要がある。   | 日本商工会議所 | 法務省          | 民法第177条、不動産登記法  | 対応不可  | 不動産登記は、所有権を取得した者が、登記をしなければその権利取得を第三者に対抗することができないという対抗要件にすぎず、その者が望まない場合にまで、登記を強制することはできません。法務省としては、上記のとおり、登記は対抗要件であり、私的自治の観点から、登記を義務付けたり強制したりすることは困難と考えていますが、公示の観点からは登記が速やかにされることが望ましいため、相続登記の促進に関する記事をホームページに掲載して広報するなどの対策を講じ、登記手続を行うことの意味やメリットについて理解が進むよう取り組んでいるところであります。   |                 |
| 270630041 | 27年5月18日  | 27年6月1日     | 27年6月30日      | 外国企業の日本におけるビジネス環境の向上を図るため「技術・人文知識・国際業務」の在留資格要件における実務経験の短縮化等を図ること | 【要望内容】在留資格要件における実務経験の短縮化等<br>【理由】「技術・人文知識・国際業務」のうちの「技術、および」人文知識、の発給を受けるためには、「大学卒業者又は10年の実務経験、が必要とされている。外国企業の日本におけるビジネス環境の向上を図るため、在留資格要件における実務経験年数の短縮化を図ることが求められる。   | 日本商工会議所 | 法務省          | 現行法上、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって本邦に在留するには、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」に定める要件を満たす必要があります。                    | 対応不可  | 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格のうち、自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事する場合の要件として、当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと、当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修課程を修了したこと、又は、10年以上の実務経験を有すること、のいずれかにより当該技術又は知識を修得していることとしています。これは、従事しようとする業務を遂行するために必要な技術又は知識について、大学又は本邦の専修学校等で修得するのと同程度の技術若しくは知識を得るための期間として「10年」が相当であるとして定められています。また、10年の実務経験には大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関する科目を専攻した期間も含まれていることから、適切な期間であるとと考えているため、当該実務経験年数を短縮することは困難です。 |                 |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号      | 受付日      | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項                           | 提案の具体的な内容等   | 提案主体                                | 所管省庁   | 所管省庁の検討結果                           |  |  |            | 規制改革会議における再検討項目 |
|-----------|----------|-------------|---------------|--------------------------------|--|-------------------------------------|--|-------------------------------------|--|--|------------|-----------------|
|           |          |             |               |                                |  |                                     |  | 制度の現状                               | 該当法令等  | 措置の分類  | 措置の概要(対応策) |                 |
| 270630050 | 27年5月18日 | 27年6月17日    | 27年6月30日      | 日本への投資の増加を図るため、訪日ビザ発給要件を緩和すること | 【要望内容】<br>訪日ビザ発給要件の緩和<br>【理由】<br>日本への投資が見込まれる国々に対し、ビザ発給要件の緩和や免除を進める必要がある。特に、訪日プロモーション重点市県に追加され、日本への投資が期待できる中国、インド、ブラジル、フィリピン等に対する、さらなる要件緩和が必要である。今年12月に経済共同体の構築が予定されているASEANのマンマ、カンボジア、ラオスについても、工程表を作成し、戦略的な緩和を進めるべきである。   | 日本商工会議所                             | 警察庁<br>法務省<br>外務省  | 外務省設置法                              | 検討を予定  | 今後更なる査証緩和については、既に実施した緩和措置の実施状況をレビューし、観光立国の実現に向けた必要性及び治安等への影響をよく考慮して、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、総合的観点から検討していきます。 |            |                 |
| 270731008 | 27年4月28日 | 27年5月15日    | 27年7月31日      | 効率的なIT投資の推進                    | データガバナンス/業務の標準化・効率化<br>「改訂版世界最先端IT国家創造宣言」では、「データ・フォーマット、用語、コード、文字等の標準化・共通化」を行うこととなっている。異なる領域のデータの紐づけを行うためにはデータ様式やメタデータの共通化が必要<br>・政府・自治体の業務の標準化・効率化を進めなければならない。総務省の「地方自治体における業務の標準化・効率化に関する研究会」が指摘するように、業務の標準化は効率化を高めるための重要な鍵である。また、ビジネスプロセスエンジニアリングによる業務改革が必要。<br>システムのシンプル化<br>・政府機関のシステム投資、ネットワーク投資の効率化を進めるべき。政府・自治体システムのクラウド化を政府目標に沿って進めるべき。<br>・自治体の戸籍事務のクラウド化についても検討するべき。<br>・改訂版世界最先端IT国家創造宣言の、方針も踏まえ、ベンダーロックインの解消を進めるべき。なお、当連盟としては、政府調達改革に向けて2度の具体的な提言(昨年4月21日、12月26日)を提出しているの、これをもとに具体的な改善を図っていくことを強く望む。<br>・二重投資を避けるためにも、医療・介護・健康分野での情報連携も、マイナンバー制度の仕組みを活用することとするべき。 | (一社)<br>内閣官房<br>法務省<br>総務省<br>新経済連盟 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、附則第6条第5項<br>戸籍法第118条、119条 | 検討に着手<br>現行制度下で対応可能<br>検討に着手<br>その他 | マイナンバー制度利用範囲拡大に向けた検討の中で、ご要望いただきました医療・介護・健康分野での利用範囲拡大についても検討しており、今後も継続的に関係者と検討を進めてまいります。<br>データガバナンス/業務の標準化・効率化<br>【データガバナンス】<br>データガバナンスについては、「電子行政分野におけるオープンな利用環境実現に向けたアクションプラン」(平成26年4月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に沿って、文字、用語、コードの標準化・共通化等の取組を着実に推進しているところで、<br>【業務の標準化・効率化】<br>業務の標準化・効率化については、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月24日改定)に基づき、利便性の高い電子行政サービスの提供のため、クラウドや番号制度を見据えた、業務改革の計画的な推進。また、国・地方を通じた行政情報システムの改革のため、IT投資に当たっての業務改革の徹底等を取り決めているところ。さらには、IT総合戦略本部における推進管理体制として、行政のIT化と業務改革の同時一体的推進を強力・機動的に行うための関係級の体制を整備する旨を明示。<br>システムのシンプル化<br>政府情報システムの効率化については、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月24日改定)において、政府情報システム改革に関するロードマップに基づき、政府・自治体・官民間の連携を円滑にするためのデータ構造等の共通基盤を整備することが不可欠であるとの認識の下、文字、用語、コードの標準化・共通化等の取組を推進。<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、附則第6条第5項<br>戸籍法第118条、119条<br>総務省では、電子自治体の取組を加速するための10の指針(平成26年3月24日)に基づき、有識者・自治体職員からなるフォローアップ検討会を開催するとともに、クラウド化の課題と対応方策について、自治体クラウド導入団体ヒアリング等を行い、その成果を取りまとめ、自治体に対し助言・情報提供等を実施しています。<br>さらに、平成27年4月に、eガバナンス関係会議のもとに発した遠隔政府CIOを主軸とする「国・地方IT化・BPR推進チーム」において、自治体の業務改革の促進等を目的とした、自治体クラウドの積極的な展開等について検討することとされ、適宜、政府CIOに御報告しながら進めているところです。<br>今後は、これらの検討を踏まえ、自治体クラウドの取組事例について具体的な分析・整理を行い、情報提供・助言を行うことで、取組を積極的に展開してまいります。<br>提案の「戸籍事務のクラウド化」が具体的にどういったものを指すのか明らかではありませんが、現在、有識者で構成する「戸籍制度に関する研究会」において、マイナンバー制度の導入について検討する中で、戸籍事務を処理するためのシステムの一元化(クラウド化)の是非を含め、新たなシステムの在り方についても検討を進めているところです。 |  |            |                 |



規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号      | 受付日      | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項  | 提案の具体的内容等   | 提案主体      | 所管省庁                  | 所管省庁の検討結果   |   |  | 規制改革会議における再検討項目   |            |
|-----------|----------|-------------|---------------|---|---|-----------|-----------------------|---|---|--|---|------------|
|           |          |             |               |   |   |           |                       | 制度の現状   | 該当法令等   | 措置の分類  |   | 措置の概要(対応策) |
| 270831011 | 27年5月18日 | 27年6月1日     | 27年8月31日      | 外国人技能実習制度における技能実習対象職種への介護分野および観光分野(フロント業務やレストランサービス業務)の追加 | <p>【要望内容】<br/>外国人技能実習制度における技能実習対象職種への介護分野および観光分野(フロント業務やレストランサービス業務)の追加</p> <p>【理由】<br/>高齢化の進行によって、2025年度には、我が国において介護に携わる職員がおよそ30万人不足すると推計されている。今後、先進国だけでなく新興国でも高齢化が進むと予想されるなかで、技術移転を通じた「人づくり」への協力を基本理念とする外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加することによって、世界に先駆けて超高齢社会を迎えた日本の介護技術を他国に転移するとともに、我が国の介護サービスの充実へと結び付けていくべきである。また、今後、外国人旅行者のさらなる増加が見込まれ、観光分野における人材不足も予想される。外国人技能実習制度の対象職種に、フロント業務やレストランサービス業務などのホテルスタッフ業務を加えることで、日本の優れたホスピタリティを身に付けた観光人材を育成するとともに、観光分野における人材不足を解消する必要がある。</p>   | 日本商工会議所   | 法務省<br>厚生労働省<br>経済産業省 | <p>・技能実習制度は、技能等の開発途上国等への移転による国際貢献を目的とする制度であり、日本の労働力不足を補うための制度ではありません。</p> <p>・技能実習の対象職種については、我が国の法令に抵触しない分野であって、単純作業でないこと、送出し国の実習ニーズに合致すること、実習の成果が評価できる公的評価システムがあることといった要件を満たす必要があります。</p> <p>・なお、技能実習の適正な実施等を図る観点から、制度の抜本的な見直しを行い、今国会に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を提出しているところです。</p> | <p>出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条の2、施行規則第3条、別表第二、第7条第1項第2号の基準を定める省令、第20条の2第2項の基準を定める省令、技能実習推進事業運営基本方針(各論)2対象技能等(2)、別表</p> | <p>・検討に着手(介護の職種追加について)</p> <p>・その他(ホテルスタッフ業務の職種追加について)</p> | <p>・外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加のご提案については、本年2月10日閣議決定の「産業競争力の強化に関する実行計画」(2015年版)にあるとおり、介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づき(要請)に対応できるような具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく(要請)に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行うこととしています。</p> <p>・ホテルスタッフ業務を技能実習制度の職種に追加することについては、移転すべき技能としてふさわしい職種であるかどうかを検討する必要がありますので、この点を整理いただいた上で、御相談ください。</p>  |            |
| 271030007 | 27年4月16日 | 27年5月15日    | 27年10月30日     | 世界で戦える土壌となるIFRS導入促進のための環境整備                               | <p>具体的な要望事項<br/>単体財務諸表の会計利益において、IFRS基準の額の使用を認める。</p> <p>提案理由・現状の問題点<br/>①現在、単体財務諸表においてIFRS適用が認められていないため、連結財務諸表をIFRSで作成しても日本基準で作成しなおさなければならない。このことが日本企業のIFRS適用拡大を阻害する一因となっている。</p> <p>②単体財務諸表 = 現在認められる会計基準は、日本基準のみ。</p> <p>③単体財務諸表が実現すれば、IFRSと日本基準の両方を作成する負担をなくし、国内におけるIFRS使用の拡大を促すことによって、我が国企業が世界で戦うための土壌が作られる。</p> <p>④なお、日本再興戦略では、「IFRSの任意適用企業の拡大促進に努める」と記述されている。</p>  | (一社)新経済連盟 | 金融庁<br>法務省            | <p>現状、IFRSの任意適用は連結財務諸表及び連結計算書類にのみ認められており、財務諸表及び計算書類には認められていません。</p>   | -   | その他  | <p>提案を実現するためには、金融商品取引法で求められている単体財務諸表だけでなく、会社法で求められている計算書類についてIFRSによる作成を可能とする必要があります。また、法人税法やその他の制度との調整をはかる必要があることから、これまでIFRSを単体財務諸表には適用しない連半分離で対応してきました。</p>  |            |
| 271030008 | 27年4月16日 | 27年5月15日    | 27年10月30日     | コーポレートガバナンス改革としての株式持合い解消                                  | <p>具体的な要望事項<br/>政策保有目的の持ち合い株式は、その解消に向けて政府として方針を明確化し、そのために必要な検討とロードマップの作成を行っていくべき。</p> <p>提案理由・現状の問題点<br/>①政策保有目的の株式持合いは、下記の観点から、合理的な理由のない限り解消すべきである。<br/>・そもそも、資本の空洞化をもたらすものであり、資本充実に反する。<br/>・企業は、本来、常に業績改善や経営効率化による企業価値向上を追求する株主の厳しい目にさらされるべきであり、そういった緊張感のある経営が収益性・成長性の向上につながる。株式の持合いがもたらす馴れ合いの経営ではこのような緊張感を保つことはできず、資本の非効率化、過度な企業費収防衛や系列化等の弊害をもたらす。新陳代謝や産業競争力の向上への阻害要因となる。<br/>・グローバルベースの投資家から見えて理解できるオープンな市場にすることが日本の企業を強くする。</p> <p>②なお、日本再興戦略では、コーポレートガバナンス・コードの策定のほか、「持ち合い株式の議決権行使のあり方の検討」に言及している。また、自由民主党の「日本再生ビジョン」(2014年5月23日)では、「我が国企業の収益性を向上させ、新陳代謝の促進と経済活動の活発化を通じて潜在成長力の抜本的な底上げを図るには、コーポレートガバナンス(企業統治)改革の一環として、「株式持合い、や物言わぬ株主による株式保有を解消する必要がある」との立場を明確にしてあり、「持ち合い株式の議決権行使のあり方を検討する」と述べられている。</p> | (一社)新経済連盟 | 金融庁<br>法務省            | <p>コーポレートガバナンス・コード(本年6月1日より適用開始)においては、上場会社が政策保有株式を保有する場合には、保有方針の策定・開示、主要な政策保有者について(注)の検証及び「わが国に合理的な理由」の説明、政策保有株式に関する議決権行使の基準を策定・開示をすべき旨が盛り込まれています。</p>  | -   | その他  | <p>コーポレートガバナンス・コードにおいては、上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、<br/>政策保有に関する方針を策定・開示<br/>主要な政策保有者について、毎年、取締役会で経済合理性や将来の見通しを検証<br/>上記の検証を反映した「保有のわが国に合理的な理由」を説明<br/>政策保有株式に関する議決権行使の基準を策定・開示<br/>すべきとされています。</p> <p>これを受け、3メガバンクを含む上場会社においては、政策保有に関する方針等が順次公表されてきています。</p> <p>政策保有株式への対応も含め、コーポレートガバナンス・コードの実施状況については、金融庁と東京証券取引所を共同事務局とする「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、議論・検証を行っていくこととしています。</p> |            |



規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号      | 受付日       | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項                             | 提案の具体的内容等   | 提案主体               | 所管官庁    | 所管省庁の検討結果  |   |       | 規制改革会議における再検討項目  |
|-----------|-----------|-------------|---------------|----------------------------------|---|--------------------|---------|--|---|-------|--|
|           |           |             |               |                                  |   |                    |         | 制度の現状  | 該当法令等   | 措置の分類 |  |
| 271215032 | 27年10月29日 | 27年11月18日   | 27年12月15日     | 株式担保付シンジケートローン債権の債権譲渡時の振替手続きの簡素化 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式担保の効力発生要件は「振替」である。株式担保( )付シンジケートローン債権を、他の金融機関間に債権譲渡する際、債権譲渡後の共有者名義の株式質権口座(以下「新質権口座」といふ。)を新たに開設した上で既存の共有者名義の株式質権口座(以下、「既存質権口座」といふ。)から「新質権口座」へ振替することにより対応している。共有者(シンジケート団)名義の株式質権口座に振替し担保設定した株式担保をいう。</li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新質権口座を開設することなく、既存質権口座において債権譲渡を実施した金融機関(以下、新規行)を追加すること(共有者名義の変更)で完結させたいもの。(例)当初「A行、B行及びC行」が参加する株式担保付シンジケートローン案件で、今般A行からD行に一部債権譲渡を実施。既存質権口座(名義はA行、B行及びC行の連名)にD行を追加する共有者名義口座の変更を実施することでD行の効力発生要件を充足させる。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権譲渡の度に新質権口座を開設することで口座開設の事務手間が発生すること。</li> <li>・既存参加金融機関(以下、既存行)から新質権口座開設の為に資格証明書等の本人確認資料を徴求しており、既存行の事務の手間がかかる為。</li> </ul>  | 都銀懇話会              | 金融庁 法務省 |  | 振替株式について設定されていた質権が移転した場合の手続については、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といふ。)上、これを直接規定する明文の規定はありません。                                | 対応不可  | 振替株式に設定されたA、B及びCを質権者とする質権の被担保債権につきAの所有する債権の一部がDに譲渡された場合に、「制度の現状」に記載されている解釈、運用が行われていることは承知しているところ、このような解釈、運用によらずに、口座名義人にDを追加することによって対応することの是非については、振替法第141条その他の振替法全体の構造との整合性を踏まえて、慎重に検討する必要があります。   |
| 271215033 | 27年10月29日 | 27年11月18日   | 27年12月15日     | 債権回収会社の社名表記規制の緩和                 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権管理回収業に関する特別措置法(以下「サービサー法」)第13条第1項において、「債権回収会社は、その商号中に債権回収という文字を用いなければならない。」と定められている。</li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定要件を満たす債権回収会社については、商号中に債権回収という文字を用いることを必須としない措置を要望する。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本法の立法趣旨は、「不良債権の処理等を促進するため、弁護士法の特例として、債権管理回収業を法務大臣による許可制をとることによって民間業者に解禁する一方、許可に当たり、暴力団等反社会的勢力の参入を排除するための仕組みを講じるとともに、許可業者に対して必要な規制・監督を加え、債権回収過程の適正を確保しようとするもの」とされる。</li> <li>・立法当時の金融環境にあつては、「不良債権処理」に射程があつたが、昨今においては、金融円滑化への取り組み等も含め、正常債権の段階から不良債権処理までを、債権回収会社が一貫して受託する形態にも合理性が認められる。</li> <li>・しかしながら、現行法制下の顧客側の受け止めとして、正常債権の段階において、「債権回収」を称する会社と接触することへの抵抗感・不信感を抱くケースが多くなるから、潜在的トラブルリスクを内包していると言える。</li> <li>・換つて、例えば、適切な外部委託管理態勢の構築された金融機関等から委託された債権回収のみを受託業務とする債権回収会社等、債務者保護のための一定要件を充足する債権回収会社においては、例外的に「債権回収」の文字の使用を要しないこととする措置が、本邦金融取引の健全な発展に資するものと考えられる。</li> </ul> | 都銀懇話会              | 法務省     | 債権回収会社は、その商号中に、「債権回収」という文字を用いなければならない旨が規定されています。   | 債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第13条第1項   | 対応不可  | サービサーの商号中に債権回収という文字を用いなければならないとするサービサー法第13条第1項の趣旨は、弁護士法の特例(サービサー法第1条)として特定金融債権の管理回収を行うことを認められた許可業者とそうでないものの識別を容易にし、国民が不測の損害を被ることを防止するため、サービサー法に基づき債権回収業の許可を受けた者を商号上明白にすることにあります。たとえ適切な外部委託管理態勢の構築された金融機関等から委託された債権回収のみを受託業務とする債権回収会社等であっても、この趣旨は同等であることから、債権回収の文字の使用を要しないことについては、極めて慎重な検討が必要とされます。   |
| 271215077 | 27年10月30日 | 27年11月18日   | 27年12月15日     | 動産・債権譲渡登記制度における登記取扱法務局の拡大等       | <p>現在、動産・債権譲渡登記制度における指定登記所は、東京法務局(中野)に限定されている。動産・債権譲渡登記申請については、オンライン等による申請も可能であるが、実態には法務局へ出向き不備訂正等の指導を受けながら申請書を作成していることが多く、このため地方から東京法務局へ出向くための時間・費用がかかるなど取引先等の負担も大きい。A・B融資制度の利用に依りつつある。そのような実態を踏まえ、動産・債権譲渡登記制度における指定登記所を地方に拡大していただきたい。</p> <p>また、動産・債権譲渡登記の譲渡人は法人に限定されており、このため事業を営む個人は登記できない。個人事業者の資金繰り確保・資金調達の多様化等の観点から、個人を譲渡人とする動産・債権譲渡の登記を可能にしたいとしたい。</p>   | (一)全国信用金庫協会、信金中央金庫 | 法務省     | 動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務をつかさどる登記所として、東京法務局が指定され、東京都中野区に所在する東京法務局民事行政部動産登録課及び同債権登録課において事務を取り扱っています。 | 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第1条、第3条第1項、第3項、平成17年法務省告示第501号(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第5条第1項の規定による登記所の指定に関する件) | 対応不可  | <p>【動産・債権譲渡登記所の拡大について】</p> <p>動産譲渡登記及び債権譲渡登記の登記所の拡大に当たっては、人的体制の整備、登記所の回線の増強、機器の増設、システムの改修等に相当額の経費を要することとなるため、現状において、東京法務局以外の登記所にまで窓口を拡大することはできない状況となっています。</p> <p>なお、登記申請書の作成につきましては、法務省ホームページに登記申請書の記載例を掲示しているほか、書面による登記申請に先立ち、申請データを登記・供託オンライン申請システムを利用してオンラインで登記所に提供する方法(事前提供方式)を利用していたことと、相談の希望がある場合には、登記所へ出向(ことなく、あらかじめ登記所に提供された申請データの内容に基づいた相談をすることができず。</p> <p>【個人を譲渡人とする動産・債権譲渡登記について】</p> <p>動産の譲渡に関しては、個人が行う動産の譲渡を適用対象とすると、個人事業者が、その資金調達に当たって、事業用資産の範囲の動産だけでなく(生活に必要な動産までもを譲渡担保に提供する)債権者から強要される事態が生じることが懸念されます。また、登記制度の利用者の便宜のためには、ある者がした動産・債権譲渡登記を容易かつ確実に調査することができるように制度設計することが望ましいと。法人については、法人の名称・所在地等が変更された場合でも、法人登記簿によって変更前の名称・所在地等を把握し得るので、名称・所在地等の変更前にしたのもも含めて、ある者(法人)がした動産・債権譲渡登記を容易かつ確実に調査することが可能となります。このような理由から、動産・債権譲渡登記制度の利用は法人に限定されており、法人登記簿のようなものがない個人事業者の利用を可能とすることは困難です。</p> <p>なお、動産・債権譲渡登記制度の利用を希望する個人事業者は、法人人格を取得しさえすれば、現行法の枠組みの中でも同制度の利用者たり得ることになります。</p> |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号      | 受付日       | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項                       | 提案の具体的内容等   | 提案主体         | 所管官庁         | 所管省庁の検討結果  |   |       | 規制改革会議における再検討項目   |            |
|-----------|-----------|-------------|---------------|----------------------------|---|--------------|--------------|--|---|-------|---|------------|
|           |           |             |               |                            |   |              |              | 制度の現状  | 該当法令等   | 措置の分類 |   | 措置の概要(対応策) |
| 271215089 | 27年10月30日 | 27年11月18日   | 27年12月15日     | 商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除  | <p>【提案の具体的内容】<br/>                     会社代表者の身辺安全確保及び個人情報保護のため、商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除する。<br/>                     【提案理由】<br/>                     ・株式会社等の代表者の住所は、会社法(平成17年法律第86号)第911条第3項第14号に基づき登記され、その登記された事項は、商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第30条第1項に基づき、登記事項証明書に記載される。<br/>                     ・登記簿への住所記載の理由は、登記の真实性担保、第三者による代表者への責任追及のため、過料制裁の通知のため等が考えられるが、代表者の住所を必要とする者は代表者と利害関係を証明することで住所記載の証明書を取得できる。とすることで十分機能を果たせると考える。また、会社代表者といえども個人情報保護の観点も重要と考える。<br/>                     ・本件は、「商業登記制度は、商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項を公示するための登記に関する制度であり(商業登記法第1条参照)、公示するための登記事項として会社法等の実体法が定めた事項については、全て会社の登記事項証明書の記載事項として公示しなければならず、登記事項の一つとして会社法が定めている代表取締役の住所を非公開とすることはできない。」として対応不可との回答をいただいているが、実体法の規定が強論となるのであれば、実体法の規定を所与とすることなく、会社法の見直しを含めて検討していただきたい。</p> | (一社)日本損害保険協会 | 法務省          | <p>会社の設立の登記においては、会社法(平成17年法律第86号)第911条第3項第14号等の規定に基づき、代表者の氏名及び住所を登記しなければならぬとされています。<br/>                     そして、登記された事項は、商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第30条第1項に基づき、登記事項証明書に記載されます。</p>   | 会社法第911条第3項第14号、同法第912条第5号、同法第913条第5号、同法第914条第7号及び商業登記規則第30条第1項 | 対応不可  | <p>商業登記制度は、商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項を公示するための登記に関する制度です(商業登記法第1条参照)。したがって、公示するための登記事項として会社法等の実体法が定めた事項については、全て会社等の登記事項証明書の記載事項として公示しなければならず、登記事項の一つとして会社法が定めている会社の代表者の住所を非公開とすることはできません。<br/>                     ・会社の代表者の住所は、会社の代表者を特定するために必要であり、また、裁判実務上、普通裁判籍を決定し、又は訴状その他の書類を送達する等(民事訴訟法第4条第4項及び第103条参照)のために重要であり、会社の代表者の住所の登記を廃止することは困難です。</p> |            |
| 271215102 | 27年10月31日 | 27年11月18日   | 27年12月15日     | 特定行政書士による紛争性のある聴聞・弁明手続きの代理 | <p>【提案の具体的内容】<br/>                     行政不服申立ての代理が可能な特定行政書士に、紛争性のある聴聞・弁明手続きの代理を認めたい。<br/>                     【提案理由】<br/>                     ・平成26年改正行政書士法(平成26年6月27日公布)において、行政不服申立ての代理権が、一定の研修課程を修了した特定行政書士に付与されることとなりました。行政不服申立ては、行政処分取消しを求めたものであり、紛争性のある行為です。ところで、行政書士には、聴聞・弁明手続きの代理権が認められていますが、聴聞・弁明手続きの代理人に行政書士がある場合、行政による不利益処分異議がある場合など紛争性のある聴聞・弁明手続きを行うことが行政書士法で制限されています。しかし、行政による不利益処分異議がなく、処分名宛人が甘んじて処分を受けようとする場合に、行政書士が名宛人の権利擁護のため代理人として聴聞・弁明手続きに關する実益はありません。なにより、行政処分の取消し手続きに代理人として関与できるにもかかわらず、行政処分(不利益処分)を行うかどうかの手続きに代理人として関与できないとすることを正当化する理由を見出すことはできません。</p>   | 個人           | 総務省<br>法務省   | <p>平成26年の行政書士法の改正により、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許可等に関する、書意請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続の代理については、日本行政書士会連合会が実施する研修の課程を修了した行政書士(特定行政書士)に限り行うことができることとされました。<br/>                     一方、行政書士が行うことができる聴聞・弁明手続の代理は、行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許可等に關して行うことができるとされており、弁護士法第72条に規定する法律事件に関する書類に該当するものは除かれていることから、行政書士は紛争性のある聴聞・弁明手続の代理を行うことができないものとされています。</p> | 行政書士法第1条の3第1項第1号、第2号、第2項  | その他   | <p>不服申立て手続を代理することができる特定行政書士については、平成27年12月4日に、特定行政書士となるための研修が修了したことにより初めて特定行政書士が誕生したところであり、特定行政書士による不服申立て手続の代理については、それ以降実施できるようになることである。<br/>                     このため、特定行政書士に紛争性のある聴聞・弁明手続の代理を行わせることについては、まずは特定行政書士による不服申立て手続の代理業務の実施状況等や、行政書士法第1条の3の立法趣旨を踏まえる必要があるものとす。</p>  |            |
| 271231004 | 27年10月27日 | 27年11月9日    | 27年12月31日     | 非自行船(台船等)の保存登記             | <p>【具体的内容】<br/>                     所有者(リース会社)に非自行船(台船等)の所有権保存登記を認めること。<br/>                     【提案理由】<br/>                     非自行船(台船等)の所有権の保存登記をしようとする場合、建設機械打刻登記の方法があるが、保存申請者は建設業者でなければ所有権の保存登記できません。また、所有権の保存登記をしても区分に抵当権以外の設定がなければ、1ヶ月での廃棄は想定されています。非自行船(台船等)について、建設業者以外の者も所有権の保存登記が出来るようになれば、ファイナンスリースやオペレーティングリース等の可能性が広がり、老朽化が進む同業界での設備更新ニーズが高まると予想される。</p>   | (公社)リース事業協会  | 法務省<br>国土交通省 | <p>建設機械である非自行船の所有権保存の登記をする場合は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者で、その非自行船につき第三者に対抗することができる所有権を有するものの申請が必要です。</p>   | 建設機械抵当法第3条<br>建設機械抵当法施行令第1条                                     | 対応不可  | <p>建設機械抵当法は、抵当権の対象となる不動産等を業態上所有することがない建設業者が建設機械の設備投資に係る長期融資を受けることを容易にするために、建設業者の最大の資本財である建設機械を担保化することにより、建設工事の機械化の促進を図ることを目的としています。そのため、建設機械である非自行船につきリース会社の申請による所有権保存の登記を認めることは、適当な担保物件を保有することが困難な建設業者の担保対象を拡大するという建設機械抵当法の趣旨に反することとなるので、適切ではないと考えております。</p>   |            |
| 271231028 | 27年11月17日 | 27年12月9日    | 27年12月31日     | 株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化    | <p>【提案の具体的内容】<br/>                     株主総会招集と関係資料の提供につき、事業者側がウェブ開示をデフォルトの方法として選択できるようにする。<br/>                     【提案理由】<br/>                     事業報告等のウェブ開示制度はあるものの、対象は限定されている。世界的なペーパーレスの流れに遅れており、事業者側に多大なコストを負担させ、株主側に十分な検討時間を与えられない等の弊害がある。<br/>                     なお、本連盟は、日本再興戦略に記述がある「IT利活用を推進するための法制上の措置の一環として、本問題も含めて一括整備することを提案している。<br/> <a href="http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458">http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458</a></p>   | (一社)新経済連盟    | 法務省          | <p>株式会社は、定款の定めに基づき、株主総会招集通知の添付書類(事業報告や計算書類等)の記載事項の一部を、いわゆるWEB開示により株主に提供することができます。また、株式会社は、株主の承諾を得て、株主総会招集通知及びその添付書類を電磁的方法により当該株主に提供することができます。</p>  | 会社法第299条、第301条、第302条、会社法施行規則第94条、第133条、会社計算規則第133条、第134条        | その他   | <p>株主総会招集通知等を原則として電磁的方法により提供することを認めることについては、いわゆるデジタル・バイドにより株主が不利益を被る可能性もあることから、慎重な検討が必要です。株主総会招集通知等の提供の原則電子化を含め、株主総会プロセスの電子化については、経済産業省が設置した株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会で検討されており、法務省も同研究会に参加し、そこでの議論を注視しております。</p>  |            |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号      | 受付日       | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項                             | 提案の具体的内容等   | 提案主体  | 所管省庁       | 所管省庁の検討結果  |  |       | 規制改革会議における再検討項目   |
|-----------|-----------|-------------|---------------|----------------------------------|---|-------|------------|--|--|-------|---|
|           |           |             |               |                                  |   |       |            | 制度の現状  | 該当法令等                                    | 措置の分類 |   |
| 280115041 | 27年10月29日 | 27年11月18日   | 28年1月15日      | 資金業法の規制緩和による特定融資枠契約締結の許可・円滑化     | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定融資枠契約に関する法律(以下「特定融資枠法」)第2条に定める手数料は、同法第3条により利息制限法第3条及び第6条並びに出資の受入れ、預かり金及び金利等の取扱いに関する法律(以下「出資法」)第5条の4第4項の適用が除外される(=みなし利息等に含まれない)。</li> <li>・一方、特定融資枠契約上の貸主が資金業法第2条第2項に定める資金業者(以下「資金業者」)である場合は、資金業法第12条の8第2項の規定により当該手数料がみなし利息に含まれ、利息制限法第1条に定める利息制限の適用を受けることとされている。</li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定融資枠契約に基づき資金業者が受領する同法第2条に定める手数料(コミットメントフィー)のうち、銀行等が組成するシンジケートの貸出人として配分を受けるものについては、資金業法第12条の8第2項のみなし利息から除外していただきたい。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、企業の短期資金調達手段又は流動性確保手段として広くコミットメントライン及び長期資金調達手段としてのコミットメントローン(コミットメントラインと異なりリボルビングせず、又、長期資金の借入が可能なコミット期間付の証書貸付)という手法が認知されているところ、かかる普及には特定融資枠法の専与するところが大きい。顧客と締結したコミットメントライン契約又はコミットメントローン契約が同法に定める特定融資枠契約に該当するものである場合、当該契約に基づき受領する手数料(以下「コミットメントフィー」等)は、同法第3条により利息制限法及び出資法に基づく上限金利規制の適用対象外とされるためである。</li> <li>・しかし、改正後の資金業法に利息制限法及び出資法とは別の新たな上限金利規制が規定され(同法第12条の8第1項)、平成22年6月に同法が完全施行された。特定融資枠法第3条ではコミットメントフィー等が資金業法第12条の8第2項に定めるみなし利息に含まれることを阻止していないため、資金業者については、顧客と締結したコミットメントライン契約又はコミットメントローン契約が特定融資枠法に定める特定融資枠契約に該当する場合でも、受領するコミットメントフィー等は資金業法上の上限金利規制が適用されることになっている。</li> <li>・シンジケート・マーケットでは、銀行等の金融機関のほか、資金業者(リース会社、証券会社等)も重要な投資家の一部を形成しているが、上記事情から資金業者のみコミットメントフィー等を受領できない概念があり、シンジケート方式のコミットメントライン取引又はコミットメントローン取引への参加を阻害する。見送らざるを得なくなることが発生している。また、借主は投資家層が狭まることで市場での調達余力を削がれることにもつながっている。</li> <li>・資金業法第12条の8第2項は、「資金業者が利息以外の名目により高金利を収受することを、防止する趣旨であるところ、資金業者が銀行等の組成するシンジケートの貸出人としてコミットメントフィー等を受領する場合には銀行等によって貸出条件に一定の規程付けが行われていることから、当該コミットメントフィー等をみなし利息から除外しても、利息制限法第1条を潜脱する目的で濫用されるおそれは小さいと考えられる。</li> <li>・以上を勘案すると、資金業者が受領するコミットメントフィーのうち、銀行等が組成するシンジケートの貸出人として配分を受けるものについては、例えば、特定融資枠法第3条において資金業法第12条の8第2項を適用除外対象とするか、もしくは、資金業法第12条の8第2項各号に列挙されている例外に特定融資枠法第2条第1項の手数料を追加する等により、みなし利息から除外して頂きたい。</li> </ul> | 都銀懇話会 | 金融庁<br>法務省 | <p>資金業者は、利息制限法第1条に規定する金額を超える利息(みなし利息を含む。)の契約を締結してはならないとされており、資金業者が受領する特定融資枠契約に関する法律第2条に規定する手数料は、資金業法第12条の8第2項に規定するみなし利息に該当します。</p> | <p>□資金業法第12条の8<br/>□特定融資枠契約に関する法律第3条</p> | 対応不可  | <p>資金業法第12条の8第2項は、資金業者が利息以外の様々な名目で金銭を収受し、上限金利規制の潜脱を図ることを防止することを目的としたものであり、その趣旨・目的に鑑み、コミットメントライン契約に基づき資金業者が受領する手数料のうち、銀行等が組成するシンジケートの貸主として配分を受けるものについて、同項が適用されるみなし利息から除外することは困難です。</p>   |
| 280115042 | 27年10月29日 | 27年11月18日   | 28年1月15日      | 特定融資枠契約に関する法律、が対象とする融資契約の範囲等の弾力化 | <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定融資枠契約に関する法律の適用対象(以下、適格借入人)は借り手の属性により限定されている。</li> <li>・特定融資枠契約に関する法律に基づき、出資法等の適用除外となる手数料は、コミットメントライン契約に係る手数料とされている(当該契約の変更等に係る手数料を含むが不明確)。</li> </ul> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借り手の属性に問わず、借手保護の必要性がないことが融資契約上明らかの場合について、本法の対象とする。</li> <li>・本法の適用対象の手数料が、当該特定融資枠契約に係る変更手数料等を含むことが明確になるよう措置。</li> </ul> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミットメントライン契約は、借主の機動的な資金調達を可能とする有用な手段であるところ、借手保護の観点から、適格借入人は、一定の契約交渉力を有する大会社等や一定のSPCに限定されている。</li> <li>・その趣旨に鑑みれば、例えば、近年ニーズが拡大しているコンストラクション・ローン(開発・建設ファイナンス)のように、引き出しの予定時期及び金額を予め示して一定金額までの融資を約する契約などは、顧客の依頼に基づき契約であることが明らかであるため、圧力販売等の懸念がない。このように、借手保護の必要性のないことが明らかなものについては、借手の属性に係らず本法の対象とすることが適当である。</li> <li>・また、手数料に係る第3条の文言では、本法の対象がコミットメント手数料に限定されると解釈されるところ、契約変更手数料等についても、権利付与の対価である点は同様であることから、この点を明確化する必要がある。</li> </ul>   | 都銀懇話会 | 金融庁<br>法務省 | <p>特定融資枠契約に関する法律において借主の対象範囲は 大会社、資本金額が3億円を超える株式会社、純資産額10億円を超える株式会社、資産の流動化に使われる合同会社等である場合に限定されています。</p>                             | <p>特定融資枠契約に関する法律第2条、第3条</p>              | 検討を予定 | <p>特定融資枠契約に関する法律の対象範囲については、平成13年の同法改正により、純資産額10億円超の株式会社や資産の流動化のために使われる合同会社等にまで拡大しており、当該改正の効果を検証する必要があります。特定融資枠契約に関する法律の対象範囲を拡大することは、貸主との関係において弱い立場にある企業が過度の負担を強いられる可能性があります。こうしたことを事後チェックにより防止することは難しいことから、慎重に検討する必要があります。</p> <p>なお、コミットメントライン契約に係る契約変更手数料が、特定融資枠契約に関する法律の適用となるか否かについては、当該手数料の性質を勘案の上、個別に検討されるべきものと考えます。</p> |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号      | 受付日       | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項       | 提案の具体的な内容等   | 提案主体                | 所管省庁    | 所管省庁の検討結果  |   |                                    |  | 規制改革会議における再検討項目 |
|-----------|-----------|-------------|---------------|------------|--|---------------------|---------|--|---|------------------------------------|--|-----------------|
|           |           |             |               |            |  |                     |         | 制度の現状  | 該当法令等   | 措置の分類                              | 措置の概要(対応策)   |                 |
| 280115082 | 27年10月30日 | 27年11月18日   | 28年1月15日      |            | 特定融資枠契約に関する法律における債主となれる企業の範囲に信用金庫連合会を追加  | (一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫 | 金融庁 法務省 | 特定融資枠契約に関する法律において債主の対象範囲は、大会社、資本金が3億円を超える株式会社、純資産額10億円を超える株式会社、資産の流動化に使われる合同会社等に限定されています。  | 特定融資枠契約に関する法律第2条  | 検討を予定                              | 特定融資枠契約に関する法律の対象範囲については、平成23年の同法改正により、純資産額10億円超の株式会社や資産の流動化のために使われる合同会社等にまで拡大しており、当該改正の効果を検証する必要があります。<br>なお、特定融資枠契約に関する法律は、金融機関や貸金業者等から資金調達を行う企業の資金調達の機動的な増大等を目的とするものです。その対象範囲を拡大することは、債主との関係において弱い立場にある企業が過度の負担を強いられる可能性があり、こうしたことを事後チェックにより防止することは難しいことから、慎重に検討する必要があります。   |                 |
| 280215019 | 27年10月29日 | 27年11月18日   | 28年2月15日      | 在留資格制度の柔軟化 | 社会経済的効果<br>外国人が我が国でより働きやすくなり、企業内の多様性向上、海外の知見の導入、グローバル対応の進展等を通じて、我が国企業のイノベーション創出、成長促進に貢献する。<br><br>現在事業を困難とさせている規制<br>新在留管理制度によって在留期間の上限は5年となったものの、長期プロジェクトへの従事の際の不便等から更なる引き上げを求める声も大きい。また、「企業内転勤」では転勤前に外国の本店・支社に1年以上勤務していなければならず、入社後1年未満の日本転勤が不可能となっている。<br>日本企業で働く外国人が外国に転勤する場合、永住許可に必要な在留年数がリセットされるため、企業のグローバル対応に合わせた柔軟な外国人社員転勤が行いにくくなっている。<br><br>提案する新たな措置<br>・在留期間を10年に引き上げ<br>・「企業内転勤」の転勤前の外国における勤務期間の条件を撤廃<br>・永住許可に必要な在留年数を通算できるように(一度日本を離れてもリセットされないよう)変更 | (一社)新経済連盟           | 法務省     | ・出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項において、外国人が在留することできる期間は、各在留資格について、法務省令で定められており、この場合において、外交、公用及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、5年を超えることができないとされています。<br>・在留資格「企業内転勤」について、「申請に係る転勤の直前に外国にある本店・支社その他の事業所において、法別表第1の2の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間(企業内転勤の在留資格をもって外国に当該事業所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間)が継続して1年以上あること」を要件の一つとしています。<br>・永住許可については、当該外国人が出入国管理及び難民認定法第22条第2項において、「旅行が善良であること」、「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」の要件を満たし、かつ、法務大臣が「その者の永住が日本国の利益に合すると認め、ことが要件として定められています。 | 出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第二<br><br>出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令<br><br>・出入国管理及び難民認定法第2条の2、第22条、別表第2 | 対応不可<br><br>対応不可<br><br>現行制度下で対応可能 | 在留期間は、一定の期間ごとに我が国に在留する外国人の在留状況、在留の必要性・相当性等を確認する必要があることから定められているものであり、個々の外国人の在留期間の決定に当たっては、入国の目的、滞在予定期間、契約期間、身分・地位の安定度、在留状況の点検の必要性等を考慮することとしています。<br>出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項において、外交、公用、高度専門職2号及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、5年を超えることができないと規定されていますが、これは、平成21年の入管法の改正により導入された新たな在留管理制度において法務大臣が中長期在留者の在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握することができるようになったことを受けて、改正前の入管法では、在留期間の上限は原則3年とされていたものを5年に延長したものです。<br>現状において、この上限を更に延長するだけの合理的理由は認められず、御提案は受け入れられません。<br>なお、許可された在留期間を超えて我が国に滞在しようとする場合は、在留期間の更新の許可の申請を行うことができ、申請者に引き続き在留を認めることが適当と認められるときには、これを許可することとしています。<br><br>在留資格「企業内転勤」の要件の一つとして、申請に係る転勤の直前に外国にある本店・支社その他の事業所において、法別表第1の2の表の「技術・人文知識・国際業務」の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間(企業内転勤の在留資格をもって外国に当該事業所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間)が継続して1年以上あることとしています。これは、外国人を我が国に導入させること自体を目的として外国人を新規に雇用等することを防止するための観点から定めているものであって、当該期間を縮小することは困難です。<br>一方で、「企業内転勤」に該当する活動は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」と同様であり、転勤により我が国に導入・在留しようとする場合であっても、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る要件を満たせば、同在留資格による入国・在留が可能です。<br>この点、総合規制改革会議の第3次答申(平成15年12月2日)において、海外から入る外国人転勤者に関する在留資格周知を求められたことから、許可し得る在留資格の関係、要件等についてホームページに掲載し、周知を図っています。<br>なお、同答申及び規制改革・民間開放推進3年計画(改定)(平成17年3月15日閣議決定)に基づき、いずれの在留資格に係る要件も満たさない具体例について、経済団体等を通じて調査を行なったところ、具体例の提示はなく、制度の見直しは必要ないとされた経緯があります。<br><br>出入国管理及び難民認定法第22条第2項に定める永住許可の要件のうち、「その者の永住が日本国の利益に合すると認め、こと」への適合性については、申請者の在留状況等を総合的に勘案して判断されるものですが、永住許可に関する予見可能性の向上の観点から、一定の目安を「永住許可に関するガイドライン」として公表しています。<br>同ガイドラインの中で、在留歴については、「原則として引き続き10年以上本邦に在留していること」としており、継続して10年以上在留していることを基本としています。永住許可は上記のとおり総合的に判断されるべき性質のものであり、一旦、出国した場合であっても、これまでの在留状況を考慮し、定着性が認められる場合など、個別の事情により、上記ガイドラインに直接当てはまらなくても永住を許可する事例があります。 |                 |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号      | 受付日       | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項                          | 提案の具体的内容等   | 提案主体                | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果   |  |            | 規制改革会議における再検討項目   |            |
|-----------|-----------|-------------|---------------|-------------------------------|---|---------------------|------|---|--|------------|---|------------|
|           |           |             |               |                               |   |                     |      | 制度の現状   | 該当法令等  | 措置の分類      |   | 措置の概要(対応策) |
| 280215027 | 27年10月30日 | 27年11月18日   | 28年2月15日      | 外国人就労査証(就労ビザ)取得時の規定に関する緩和について | 日本の労働人口力が減少していくことが予想されることを鑑み、以下のような決まりがあると、企業によっては外国人労働者の採用に対して消極的になる可能性がある。優秀な労働力確保と国際化推進の効果があると考えるので、外国人就労査証(就労ビザ)取得時の規定に関して緩和を検討していきたい。<br>日本国内の企業で外国人が就労する場合、就労ビザを取得する必要があるが、その業務の種類によって取得すべき就労ビザが異なる。外国人を将来の国際業務要員として採用しているが、そのため就労ビザは「人文知識・国際業務」を取得してもらっている。但し、実際に国際業務に携わるためには現場知識が不可欠という企業哲学から、入社後、約2年間の直営店舗勤務と数年の〇〇(店舗経営相談員)を経験させている。就労ビザは3年ごとの更新が必要だが、入社後最初の更新時に、実際に国際業務に就労していないことを理由に、3年ではなく1年ごとの延長しか認められないケースが発生している。  | (一社)日本フランチャイズチェーン協会 | 法務省  | ・外国人が我が国に在留するには、原則として、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のいずれかをもつて在留することとされており、就労活動ができる在留資格は、別表第1の1、2及び5の表に定められています。                                 | 出入国管理及び難民認定法第2条の2第2号、別表第1の1、別表第1の5、出入国管理及び難民認定法施行規則第6条、第6条の2、第20条、第21条の3、第24条、別表第3 | その他        | 在留期間更新許可申請においては、申請人の活動実績や職務上の地位等を踏まえて在留期間の決定がなされること、在留資格に該当する活動を行っているか等、在留状況を1年に1度確認する必要があると判断される場合には在留期間を1年に決定することもあり、現時点で当該取扱いを変更する合理的理由は認められません。   |            |
| 280215031 | 27年10月31日 | 27年11月18日   | 28年2月15日      | 通算10年以上の在留となる場合の永住許可          | (提案の具体的内容)<br>永住許可における「永住が日本国の利益に合すること、(国益要件)」の判断にあたっては、当該外国人の在留実績を総合的に判断し、たとえ引き続き10年以上在留していない場合でも、通算10年以上在留しているときは、永住許可の対象とすべきである。<br>(提案理由)<br>永住許可は、「その者の永住が日本国の利益に合すると認められたときに限り、これを許可することができる。」とされている(出入国管理及び難民認定法22条2項本文)。この点、法務省入国管理局の通達である入国在留審査要領では、この「永住が日本国の利益に合すること、(国益要件)」の判断にあたり、原則として、「引き続き10年以上本邦に在留していること」を求めている。したがって、例えば、初来日以来、引き続き8年間在留している者が、会社都合で一時的に本邦外に転出するに際し、在留資格を喪失し、3年後再び本邦での勤務となり、その後引き続き2年間在留を継続したような場合、この国益要件に該当しないことになる。すなわち、当該外国人は、再び本邦での勤務となつてから、引き続き10年間の在留を継続しないと、国益要件には該当しないと判断されている。<br>引き続き10年以上在留していない場合であっても、これと同程度の我が国への定着性があると評価できる場合(例えば在留歴が通算15年以上となる場合など)、永住許可の対象とすべきである。 | 個人                  | 法務省  | 永住許可については、当該外国人が出入国管理及び難民認定法第22条第2項において、「素行が善良であること」、「独立の生活を営むに足る資金又は技能を有すること」の要件を満たし、かつ、法務大臣が「その者の永住が日本国の利益に合すると認め、ことが要件として定められています。 | 出入国管理及び難民認定法第2条の2、第22条、別表第2  | 現行制度下で対応可能 | 出入国管理及び難民認定法第22条第2項に定める永住許可の要件のうち、「その者の永住が日本国の利益に合すると認められたとき」への適合性については、申請人の在留状況を総合的に勘案して判断されるものですが、永住許可に関する予見可能性の向上の観点から、一定の目安を「永住許可に関するガイドライン」として公表しています。同ガイドラインの中で、在留歴については、「原則として引き続き10年以上本邦に在留していること」としており、継続して10年以上在留していることを基本としています。永住許可は上記のとおり総合的に判断されるべき性質のものであり、一旦、出国した場合であっても、これまでの在留状況を考慮し、定着性が認められる場合など、個別の事情により、上記ガイドラインに直接当てはまらなくとも永住を許可する事例があります。 |            |
| 280215041 | 27年11月2日  | 27年12月9日    | 28年2月15日      | 技能実習申請の簡素化                    | 技能実習について、一定の条件のもとでの書類手続きの簡素化。本社でのグループ一括申請等をご検討いただきたい。<br>技能実習制度を活用し海外子会社の人員を受け入れているが、特に、子会社での在留資格認定申請で非常に時間がかかる。また、書類手続きが非常に煩雑である。本社での申請では概ねスムーズに受理いただけるが、子会社では、非常に時間がかかっている実態がある。よりスムーズな海外からの人員受け入れが可能となる。   | (一社)電情情報技術産業協会      | 法務省  | 我が国において、在留資格「技能実習」を申請する場合の申請者及び必要書類については、入管法及び同施行規則に定められています。   | ・出入国管理及び難民認定法第7条の2<br>・出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2、別表3、4                                 | 対応不可       | 在留資格認定証明書交付申請に際して必要となる書類及び同申請の代理人となることができる者については、在留資格該当性及び上陸基準適合性に係る審査を的確に行う観点から入管法及び同施行規則において定めているものであり、現在の規定内容を変更することは困難です。御指摘の子会社からの申請に時間がかかる理由は具体的な事例が明らかでなく(判然としませんが、いずれにしても、今後とも審査の迅速化に努めてまいります。  |            |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号      | 受付日       | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項                             | 提案の具体的内容等   | 提案主体          | 所管官庁                | 所管省庁の検討結果  |  |       | 規制改革会議における再検討項目  |            |
|-----------|-----------|-------------|---------------|----------------------------------|---|---------------|---------------------|--|--|-------|--|------------|
|           |           |             |               |                                  |   |               |                     | 制度の現状  | 該当法令等  | 措置の分類 |  | 措置の概要(対応策) |
|           |           |             |               |                                  |   |               |                     |  |  |       |  |            |
| 280215046 | 27年11月4日  | 27年12月9日    | 28年2月15日      | 特定活動(アマチュアスポーツ選手)の在留資格の取得要件について  | <p>【提案の具体的内容】<br/>特定活動の在留資格で、アマチュアスポーツ選手としての活動を行うための在留資格の取得要件について、「オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者」の要件があるが、競技(ラグビーなど)によっては、国際的な競技会が主に2国間での開催となるものもある為、要件を「2国間以上の国際的な競技会」と明示していただきたい。</p> <p>【提案理由】<br/>外国人のアマチュアスポーツ選手の特定活動の在留資格の取得要件の一つとして、法務省告示で「オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者」と定められている。競技によっては国際的な競技会が主に2国間での開催となるものがあるが、これが要件に該当するが不明瞭なので、入国管理局の審査官によって判断が異なり、東京の入国管理局に回されたり、審査期間が長くなりしている。受入側にとっては、入社手続き等の事務手続きにも支障が生じ、入社および契約取り消しのリスクもあり得る。「オリンピック大会、世界選手権大会その他の」2国間以上の、国際的な競技会に出場したことがある者」と明示することで、在留資格の取得から、入社手続き、来日、選手登録を円滑に進めることができるほか、入社および契約取り消しのトラブルを回避できる。スポーツ界に将来有望な若手選手が来日することにより、日本人選手のレベルアップにつながる他、外国籍選手が日本代表になれる種目については、直接的な代表チーム強化にもつながる。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 法務省                 | <p>特定活動告示において、「オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者で日本のアマチュアスポーツの振興及び水準の向上等のために月額二十五万円以上の報酬を受けることとして本邦の公私の機関に雇用されたものが、その機関のために行うアマチュアスポーツの選手としての活動」と規定されています。</p>  | <p>・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、別表第1の5の表</p> <p>・特定活動告示(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき別表第一の5の表の下欄に掲げる活動を定める件)</p>  | 対応不可  | 一定の技能水準を有することを担保するための基準として、「国際的な競技会」については、各国を代表するチームや個人が参加する相当規模の競技会を想定しています。具体的範囲については、それぞれの大会の性格・規模等を個別に判断することになり、2国間の大会であっても一律に排除されるものではありませんが、2国間以上の大会であればすべから(要件に該当すると明示することは困難です。  |            |
| 280215047 | 27年11月4日  | 27年12月9日    | 28年2月15日      | 外国人留學生の進学時の待機期間における資格外活動許可申請の見直し | <p>【提案の具体的内容】<br/>外国人留學生の資格外活動許可による就労について、進学に伴い発生する卒業式から入学式までの期間についても資格外活動許可申請を認めるなどの制度の見直しをいただきたい。</p> <p>【提案理由】<br/>出入国管理及び難民認定法施行規則第19条によって、留學生の資格外活動許可による就労は、教育機関に在籍している間に限定されている。日本語学校を卒業して大学に入学をする際など、卒業式から入学式までの間については、留學生の在留資格を持っていても資格外活動許可が得られず、アルバイトで生計費を稼いでいる留學生にとって収入が途絶えることになる。日本国内での進学が決まっている留學生に対しては、3月卒業から4月入学の間のような1ヶ月程度の進学のための待機期間については、資格外活動許可が継続的に認められるようにすべきである。</p>  | (一社)日本経済団体連合会 | 法務省                 | <p>「留学」の在留資格をもって資格外活動許可による活動を行う場合は、教育機関に在籍している間に限定されています。</p>  | <p>・出入国管理及び難民認定法第2条の2第1項及び第2項、第7条第1項第2号、第19条第1項及び第2項、別表第1の4</p> <p>・出入国管理及び難民認定法施行規則第19条</p> <p>・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令別表第1の4の表の留學生の項の下欄に掲げる活動の項</p> | 対応不可  | 在留資格「留学」に該当する活動は、「本邦の大学等において教育を受ける活動」であるところ、教育機関に在籍していない間については、本来の活動が行われていない状態であることに鑑み、その間の資格外活動について、許可することは適当ではなく、要望にお応えするのは困難です。   |            |
| 280215054 | 27年11月10日 | 28年1月13日    | 28年2月15日      | 自動化ゲート利用者への免税販売制度の周知強化           | <p>【提案の具体的内容】<br/>入国時に自動化ゲートを利用する外国人旅行者に対して、免税販売を利用する場合はパスポートに認印が必須であることを周知徹底する。</p> <p>【提案理由】<br/>日本に在留資格を有する外国人(再入国許可を有する者に限る)については、所定の登録手続き(指紋情報の提供等)をすることで、入国審査官から認印を受けるとなく、自動化ゲートを通過して出入国ができる。免税手続きにおける非居住者の確認はパスポートの認印の有無で判断することと規定されている。自動化ゲート利用者は通常の手続きではパスポートに認印をもらうことなく、別途認印を自ら申し出なければならない。この周知が十分でないために、免税購入できずにクレームやトラブルに繋がるケースがある。</p>   | (一社)日本経済団体連合会 | 法務省<br>財務省<br>国土交通省 | <p>外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出品販売場制度)とは、輸出品販売場(いわゆる免税店)を営業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して、その輸出品販売場において、免税対象物品を一定の方法で販売する場合に、消費税が免除される制度です。免税店において免税販売できるのは、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する「非居住者」に限られており、免税店では、購入者から提示された旅券に押印された出入国の証印等により、購入者が非居住者であることを確認します。自動化ゲートの利用者は、旅券に出入国の証印が押されないため、これにより、免税店において非居住者であることが確認できない場合は、購入者は免税で購入することができないこととなります。このため、国税庁ホームページに「輸出品販売場制度に関するQ&amp;A(平成26年8月)」を掲載し、自動化ゲートを利用する場合であっても、証印が必要な旨を自動化ゲート通過時に申し出ることにより、証印を受けることができる旨の注意喚起を行っています。なお、法務省入国管理局においては、従来から、自動化ゲート利用者で証印が必要な方に対して、自動化ゲートの通過時に職員に申し出るよう法務省ホームページにおいて周知しています。</p> | 消費税法第8条第1項、消費税法施行令第18条第2項、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号   | 対応    | 免税で購入するためには、免税店において、購入者のパスポートに押印された出入国の証印等により、購入者が非居住者であることの確認を受ける必要があり及び自動化ゲートの利用者は、通常、証印が押されないが、自動化ゲート通過時に申し出ることにより証印を受けることができることについて、以下のサイト等に掲載し、自動化ゲートの利用者に対する一層の周知徹底を図ります。<br>法務省ホームページの自動化ゲート利用者案内ページ<br>日本政府観光局(JNTO)の外国人旅行者向け免税情報サイト |            |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号      | 受付日       | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項                        | 提案の具体的内容等  | 提案主体          | 所管省庁              | 所管省庁の検討結果   |   |   | 規制改革会議における再検討項目  |
|-----------|-----------|-------------|---------------|-----------------------------|--|---------------|-------------------|---|---|---|--|
|           |           |             |               |                             |  |               |                   | 制度の現状   | 該当法令等   | 措置の分類                                       |  |
| 280215061 | 27年11月25日 | 28年1月13日    | 28年2月15日      | 行政手続きにおける漢字コードの統一           | <p>【提案の具体的内容】<br/>漢字を電子的に扱う場合、民間企業はJIS第1水準と第2水準(JISX0208)の範囲で扱うことが多い一方、行政機関は住基統一コードや戸籍統一文字など数万字の漢字をコード化して使っている。電子的な行政手続きにおいて、民間企業に負担にならない範囲の漢字となるよう検討すべきである。</p> <p>【提案理由】<br/>現在、行政は住基ネット統一文字や戸籍統一文字等、数万字の漢字をコード化して扱っている。一方、民間企業は従業員の名をJIS第1水準と第2水準の中に当てはめて管理することが多く、その文字数は6,000字程度である。<br/>税関係事務(年末調整等)や雇用・健康保険関係事務等で民間が行政に資料等を提出する際には住基基本台帳の漢字を使う必要があり、行政との電子的なデータ交換を行うために、民間企業は従業員の氏名等の外字管理を行っており、中には数十億円のコストがかかる等、大きな負担となるケースも存在している。<br/>行政機関においては「文字情報基盤(IPAフォント)」の採用に向けた検討が進められているが、民間と行政の情報連携に際して、過度の負担にならない範囲の漢字となるよう検討すべきである。<br/>要望の実現により、従業員等の氏名等の電子的な交換がスムーズになり、民間企業におけるコストを削減できる。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 総務省<br>法務省        | <p>【総務省】<br/>住民票に記載される氏名とは姓と名を指し、日本国籍を有する者については、戸籍に記載されている氏名を記載し、字体も同一にすることとなります。</p> <p>【法務省】<br/>コンピュータ化された戸籍に登録する氏又は名の文字については、正字に加え、漢和辞典に俗字として搭載されている文字も使用が認められています。<br/>戸籍統一文字は、戸籍に登録することのできる漢字の範囲に対応する必要があることから、JIS第1水準及び第2水準以外の漢字も含まれています。</p>  | <p>【総務省】<br/>住民基本台帳法第1条、第3条、第7条第1項第1号<br/>住民基本台帳事務処理要領昭和42年10月4日付け自治振第150号等通知</p> <p>【法務省】<br/>戸籍法118条、119条<br/>戸籍法施行規則附則2条(平成6年法務省令第51号)<br/>平成6年1月16日付け法務省民二000号民事局長通達<br/>平成16年4月1日付け法務省民一928号民事局長通達</p> | <p>【総務省】<br/>対応不可</p> <p>【法務省】<br/>対応不可</p> | <p>【総務省】<br/>住民票は住民の居住関係の公証する唯一の公簿であるため、その記載事項である氏名については、身分関係を公証する唯一の公簿である戸籍に基づき、正確に記載する必要があります。このことから、戸籍と同一の文字を使用すべきであり、戸籍統一文字の範囲が縮小されない限り、住民票の記載における文字の使用範囲を縮小することは困難です。</p> <p>【法務省】<br/>戸籍をコンピュータシステムによって取り扱うことを可能とした平成6年の戸籍法改正の際、紙の戸籍に記載されているいわゆる誤字・俗字を解消するべく(法改正に臨みましたが、改正法案の国会提出及び審議の過程において、氏名は社会生活上極めて重要な意味を有し、戸籍に記載されている文字が誤字・俗字であっても、コンピュータ化に伴い本人の意思に関わりなくその表記を改めることは問題があり、既に戸籍に記載されている氏名の文字に対する愛着という国民感情を行政上配慮すべきであるとの指摘がされました。このような指摘を受けて、漢和辞典に俗字として搭載されている文字についても、コンピュータ化した戸籍にそのまま記録することとしています。<br/>上記指摘事項については、現時点においても妥当なことから、現時点で戸籍統一文字の範囲を縮小することは困難です。<br/>なお、戸籍法は、民間企業が行う行政手続において戸籍に記載された文字を使用すべきことを規定するものではありません。</p> |
| 280215067 | 27年11月30日 | 28年1月13日    | 28年2月15日      | EDカードの廃止及びインターネットを活用した事前登録化 | <p>【提案内容】<br/>入国審査場に置いてあるEDカードの様式をパソコンでダウンロードできるようにし、訪日外国人が旅行前にプリントアウトし記入した上で、到着時の入国審査にのぞむことができるようにすべく、さらに、将来的には、EDカードの廃止およびインターネットを活用した事前登録化も検討すべき。</p> <p>【提案理由】<br/>訪日外国人旅行者数の急増にともない、入国審査場が混雑しているが、入国審査に時間を要する要因が、EDカードの記入漏れや記入ミス、EDカードを正確に記入するため、事前に記入できる環境を整えるべき。</p>  | (公社)関西経済連合会   | 法務省               | <p>我が国に上陸し又は一部は出国しようとする外国人は、乗員を除き、入国審査官に対し、外国人出入国記録(以下「EDカード」といいます。)を提出しなければならないとされています。</p>  | <p>・出入国管理及び難民認定法第16条、第25条<br/>・出入国管理及び難民認定法施行規則第5条、第27条</p>   | 対応不可  | <p>EDカードは、外国人が我が国への上陸を希望し又は我が国から出国する意図を有することを入国審査官に簡便かつ明示的に表明するために、法務省令でその様式を定めているものです。<br/>EDカードには、それぞれ固有の番号が割当てされており、出入国を行う外国人のEDカードは当該番号で管理をしているため、パソコン等から同じ様式のEDカードをダウンロードし利用することは困難です。<br/>なお、EDカードについては、入国審査の更なる迅速化・円滑化を目的として、昨年、出入国管理及び難民認定法施行規則を改正し、記載項目の変更や削除等の見直し及び出国EDカード(再入国許可等による場合を除く。)の廃止を行ったところであり、当該改正後のEDカードの運用が、本年4月から施行されることとなります。<br/>また、現在、入国審査官は、上陸審査の際に提出されたEDカードから、当該外国人の渡航目的や滞在予定期間及び上陸拒否事由への該当性を瞬時に把握しているところ、仮に、EDカードを廃止した場合、我が国への上陸を希望する外国人は、前述のような項目について、逐一、審査ブースで入国審査官に適宜の方法で説明・立証しなければならなくなり、かえって円滑な出入国手続に支障を来すことが予想されます。</p>   |
| 280215081 | 27年12月2日  | 28年1月27日    | 28年2月15日      | 訪日観光ビザの緩和                   | <p>【内容】<br/>中国など観光ビザの要する国について、在日留学生等の親族、友人の訪日ビザ、観光ビザの発行条件を緩和する。</p> <p>【理由】<br/>在日親族・友人による観光ガイド、通訳ができる等の利点を生かせ、ガイド不足や言葉の壁によるトラブルなどを防げるため。</p>  | (一社)全国観光ビザ協会  | 警察庁<br>法務省<br>外務省 | <p>これまでにも中国人やASEAN諸国人に対するビザ緩和措置を行ってきています。<br/>特に直近ですと、ブラジル人、モンゴル人及びインド人に対して短期滞在観光ビザの発給緩和を実施しています。併せて中国人に対する観光ビザ発給要件緩和を2015年1月19日より開始しております。具体的には、商用目的の者や文化人・知識人の観光ビザの申請者については、要件を一部緩和する。沖縄・東北観光ビザの要件を緩和する。個人観光客については、相当の高所得者に対し、沖縄・東北三県のいずれかに滞在することを要件としない観光ビザを導入しております。<br/>なお、観光ビザ発給に必要とされる書類については統一化を図り、外務省ホームページ等で案内しておりますが、審査の過程で追加書類の提出をお願いする際には、個々の関係者により提出可能な書類が異なることから、差が生じることとなります。</p> | 外務省設置法  | 検討を予定                                       | <p>「制度の現状」とおり、継続的にビザ緩和を行ってきています。<br/>今後も、観光立国の実現に向けた必要性及び治安等への影響をよく考慮して、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、総合的観点から検討していきます。</p>   |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号      | 受付日       | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項                | 提案の具体的内容等   | 提案主体          | 所管官庁                | 所管省庁の検討結果  |                |            | 規制改革会議における再検討項目  |   |
|-----------|-----------|-------------|---------------|---------------------|---|---------------|---------------------|--|----------------|------------|--|---|
|           |           |             |               |                     |   |               |                     | 制度の現状  | 該当法令等          | 措置の分類      |  | 措置の概要(対応策)  |
| 280215084 | 27年12月7日  | 28年1月27日    | 28年2月15日      | タイムスタンプの法的根拠        | <p>【提案の具体的内容】</p> <p>(一財)日本データ通信協会のタイムビジネス信頼・安心認定制度において技術・運用面でその信頼性が認定されている事業者が発行するタイムスタンプの法的根拠を明確に設定すべきである。</p> <p>具体的には、現在は確定日付として公正証書の日付や内容証明郵便の日付等のみしか認められていないが、タイムスタンプをこれに加えるべきである。また、現在の電子署名法では、手書き署名や押印とは異なり、実質的に短期的に有効なものしか規定されていないが、欧州等のように、タイムスタンプを同法の中で規定することにより、中長期的に有効な電子署名を規定して使えるようにすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>&lt;規制の現状&gt;</p> <p>e文書法が制定された2005年に総務省よりタイムビジネスに係る指針「ネットワークの安心な利用と電子データの安全な長期保存のために」が発行され、(一財)日本データ通信協会においてタイムビジネス信頼安心認定制度が制定されている。ここで認定されている時刻とタイムスタンプはJISおよびISOに準拠している。</p> <p>電子署名法第2条において電子署名の定義がされているが、1項を満たすためには、タイムスタンプを活用する必要がある。タイムスタンプは電子帳簿保存法施行規則第三条5項にて記載されているが、法的根拠が乏しい。</p> <p>確定日付は民法施行法第五条で規定されているが電子情報における規定は無い。特許庁が発行している先使用権制度の円滑な活用に向けて(平成18年)では、信頼力を高める具体的な手法の紹介として「法的な確定日付効はない点に注意する必要がある」との記載がある。</p> <p>&lt;要望理由&gt;</p> <p>電子化社会において電子情報の信頼性を将来に亘って担保するための基準を設定することは重要である。EUでは国境を跨いで電子取引を行うことを推進するためeIDASとしてRegulation化されたタイムスタンプも規定されている。このeIDASでは、信頼サービス提供者ステータス情報リスト(Trustlist)に掲載されることで電子的にその信頼を確認することができる仕組みになっているが、Trustlistでは各国の法的根拠を記載する必要がある。一方、中国においても中国のタイムスタンプが知的財産の存在を証明として活用が進んでおり判例も出てきている。日本のタイムスタンプの有効性を認めれば根拠が無いため日本国内のユーザが強く懸念している。認定事業者が発行するタイムスタンプは、知的財産保護、国税関係書類、電子契約、医療情報、建築申請と多岐にわたって利活用が進んでいるが、ユーザからは法的根拠が無いことから、いざ訴訟時に有効にならないのではないかとの不安があり、電子化普及の阻害要因となっている。安全安心超境電子取引を実現するためには、現状の認定事業者によるタイムスタンプに日本国としてグローバルに通用するべく法的根拠を設定すべきである。</p> <p>&lt;要望の実現した場合の効果&gt;</p> <p>ユーザがタイムスタンプ利用を躊躇することなく(電子情報の存在証明を行うことで情報の信頼性を担保することができ、安全・安心して電子取引を行うことができる。国を跨いで電子情報の信頼性を保証でき安全・安心に電子情報でのやりとりが可能となる。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 総務省<br>法務省<br>経済産業省 | e文書法が制定された2005年に総務省より「タイムビジネスに係る指針」ネットワークの安心な利用と電子データの安全な長期保存のために」が発行され、(一財)日本データ通信協会においてタイムビジネス信頼安心認定制度が制定されています。ここで認定されている時刻とタイムスタンプはJISおよびISOに準拠しています。 <p>電子署名法において、タイムスタンプについての規定はありません。</p>   | 電子署名法          | 検討を予定      | 電子署名法における認証業務においては、利用者の本人性を確認した上、認証事業者が利用者に電子証明書を発行することが中心となるのに対し、時刻認証(タイムスタンプ)においては、作成された個々の電子文書について、タイムスタンプ事業者が個別に日時についての情報を付与するものあり、両者の仕組みは全く異なり、同時に行われる性質のものではありません。 <p>このように、電子署名法に基づき「電子認証業務と電子文書にタイムスタンプを付与する業務」とは、その内容が異なるものであり、もし、タイムスタンプ事業者が発行したタイムスタンプに何らかの法的効果を持たせるとするならば、現在の電子署名法が認証事業者について行っている規定とは異なる観点からの規律が必要となります。現在の電子署名法の中でタイムスタンプを規定することを含めて、タイムスタンプに法的効果を持たせるとについては、慎重に検討する必要があると考えます。</p> |   |
| 280215095 | 27年12月22日 | 28年1月27日    | 28年2月15日      | 借地借家法における正当事由制度の見直し | <p>【具体的内容】</p> <p>借地借家法における建物の普通賃貸借契約における賃借人の更新拒絶・解約申入れにかかる正当事由について、大規模な耐震改修工事または建設工事を実施される場合、耐震性能の向上による建物の安全性確保を正当事由とすると、区分所有法に定める建替決議や法定更新期間の認可を正当事由とすること、老朽化建物の建替えを行う場合に、用途・築年数に応じた立退料の上限を設定するなどの対応により、耐震化を推進し、円滑な市街地更新を推進すべきである。</p> <p>なお、代償案として、裁判によらない借家関係の手続きとして、労働審判に類似する(仮称)借家審判制度の創設、借家紛争に関する専門部・集中部の創設(裁判所の運用の改善)ということも考えられるため、検討いただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>(昨年の法務省回答において、正当事由の有無を判断するに当たって、個々の具体的事例に即して、適切に考慮されている旨のこ説明があったが、)現行法の正当事由の要件は抽象的なものにとどまっております。物理的・社会的に建替えの必要がある建物についても、正当事由の有無を巡って賃借人・賃借人間に見解の相違が生じ、長期的交渉を繰り返している。裁判所の判断についても、正当事由の判断が曖昧なものであるため、裁判官による裁量之余地が幅があり、少なくとも予測可能性を著しく欠いている。借家人の退去が進められないことは、喫緊の課題である都市の安全性の確保や円滑な市街地更新の推進の妨げとなっている。最終的に裁判での解決を余議なされることも少なく、負担する時間・金銭等のコストが過大なものとなっている。特に、耐震診断結果や建替決議、法定更新期間の認可については、一定の法的手順に基づき調査され決定された事項であるという事情を重視すべきである。以上を動機として、区分所有法の建替決議や法定更新期間の認可を正当事由とすることで、建築物の耐震性の確保や円滑な市街地更新が推進されることと考える。</p> <p>以上に加えて、不動産に関する専門的知見を要する事件であるにもかかわらず、裁判所の体制として専門部や集中部により審理されております。多数の事件が多岐の裁判所の通常部で個別的に審理判断されているため、結果として、各裁判所の示す判断(とりわけ立退料の金額に関する判断において、この傾向が顕著なものとも見受けられる)は統一的方向とは言い難く、当事者からすると予測可能性が著しく欠ける。</p> <p>本件は、特に都市部において建築物の機能・性能の向上(建物の耐震改修や土地機能の更新(建物の建替))の大きな障害になっている上、都市の防災上の観点及び不動産資本の有効利用という経済合理性からも好ましくない状況になっている。都市の建築物ストックの有効活用が叫ばれるとともに、不動産の流動化が進んでいる現在、立退料の算定について予測可能性が低いことが、事業化に際しての大きなリスク要因となっている。正当事由制度は、住宅不足が懸念されている都市に立法化された制度であり、現在の住宅事情をふまえた見直しが見込まれる。</p>   | (一社)日本経済団体連合会 | 法務省                 | 賃借人が更新可能な借家契約について契約の終了を主張して賃借人に明渡しを求めるとは、賃借人及び賃借人が建物の使用を必要とする事情のほか、建物の質価値に関する従前の経緯、建物の利用状況及び建物の現状並びに建物の賃借人が建物の明渡しの条件として又は建物の明渡しと引換えに建物の賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当の事由があると認められる場合でなければならぬものとされています。 <p>また、裁判所における専門訴訟に対する対応としては、裁判所においてこれまでも知的財産権事件、行政事件、医事関係事件、建築関係事件などについて、東京、横浜、大阪、名古屋等に専門的・集中的に処理する部を設けるなど専門的処理態勢を採り、適正迅速な事件処理に努めてきているところですが、現時点で、借家紛争に関する事件を専門的・集中的に処理する部は設けてはいないものと承知しています。</p> | 借地借家法第26条、第28条 | 現行制度下で対応可能 | 提案の具体的な内容<br>後段<br>その他   | 現行の借地借家法のもとでも、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えの必要性等については、正当事由の有無を判断するに当たって個々の具体的事例に即して適切に考慮されているものと考えられます。 <p>なお、借地借家法が私人間の法律関係に一般的に適用される民事基本法であり、民法上の正当事由制度が借家契約全般について賃借人及び賃借人間の適切な利害調整を図るものであることからすると、その規定の内容は規範的・抽象的なものとならざるを得ず、老朽化物件・耐震性に問題のある物件に關して一定の基準を定め、それらの要件に該当する物件の建替えや法定更新期間認可等を正当事由とすることや立退料の上限を設定することについては、慎重に検討する必要があると考えられます。また、ご提案は、建築物の耐震性の確保や円滑な市街地更新の推進を目的とするものですが、借地借家法の正当事由制度が特定の行政目的を実現するためのものではないことからすると、上記目的の実現のために同制度の要件等を見直すことの相当性についても慎重に検討する必要があります。</p> <p>また、ご提案に係る「労働審判に類する(仮称)借家審判制度」の内容が定かではありませんが、手続に要する時間の点について、平成16年の統計によると、民事第一審訴訟事件全体の平均処理期間が約4.5月であったのに対し、建物事件(建物の明渡し・引渡し・収去及び建物に関する登記手続等)を請求する事件の平均処理期間は3.7月であり、建物事件の審理は民事訴訟事件の中でも迅速に行われているものと承知しており、ご提案の審判制度を新たに設ける必要性については慎重に検討する必要があります。</p> |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号      | 受付日       | 所管省庁の検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項                 | 提案の具体的内容等   | 提案主体          | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果   |  |       | 規制改革会議における再検討項目   |
|-----------|-----------|------------|---------------|----------------------|---|---------------|------|---|--|-------|---|
|           |           |            |               |                      |   |               |      | 制度の現状   | 該当法令等                                  | 措置の分類 |   |
| 280215098 | 27年12月22日 | 28年1月27日   | 28年2月15日      | 建物区分所有法における決議要件の変更   | <p>【具体的内容】</p> <p>区分所有建物に係る管理組合総会の決議要件(特殊決議、特別決議、普通決議)について、頭数要件の緩和、特別決議や特殊決議における規約で別段の定めができる範囲の拡大、建物の主要用途毎の決議要件の設定(商業用・オフィス用について頭数要件を削除し、議決権要件のみとする等)、決議要件自体の緩和など見直しを図るべきである。</p> <p>特に、建替え決議について、建替え法第62条中「区分所有者及び議決権の各5分の以上、の賛成を必要とする要件を見直し、都市再開発法に基づき(組合設立要件と同様の)区分所有者及び議決権の各3分の2以上、の賛成を要件と変更するよう求める。</p> <p>【提案理由】</p> <p>省エネ化・バリアフリー化に対応した建物への建替えに伴い、CO2削減効果や良好な街並み形成に寄与できる。</p> <p>また、不動産市場の活性化にも寄与するものと考えられる。また、旧耐震基準(S56以前)マンションの存在等により、老朽化マンションの建替え需要が増えている。しかし、建替え決議要件が過大であることにより都市機能の更新が進まない現状にある。このような状況下で、当制度の改革を行わないのは公共の福祉に反するものである。</p> <p>&lt;頭数要件の緩和&gt;</p> <p>不動産市場の活性化という観点から、決議要件全般において頭数要件の緩和を広く検討いただきたい。頭数要件の緩和について、区分所有関係が一つの共同生活関係であるという側面について昨年法務省より回答があり、その部分について賛成を増えるものではないが、共同生活関係とは、特に区分所有者＝居住者であるマンションを想定したものであり、法人買付を目的としたオフィス乃至商業用途に特化したビルには当てはまらない。特に昨今の不動産市場の活性化・流動化により、区分所有建物の管理運営(ワンフロアを賃貸等)でも多く「共同生活関係」という考え方が変化してきており、現行の基準が不動産市場の活性化を妨げていることを念頭に置いて検討いただきたい。</p> <p>&lt;建替え決議の緩和&gt;</p> <p>都市再開発法にもとづく、市街地再開発事業の組合設立要件は「区域内の3分の2以上の賛成」であることと見ると、自らの意で区分所有建物を構築している区分所有者の団体の建替え決議要件は、「5分の4以上の賛成、ではなく3分の2以上の賛成、とするのが相当である。このような変更を行っても、マンション建替えにおける反対者に対しては、時価での金銭買取りが法律で定められており、反対者が権利上不利をこうむることはないものとする。</p> <p>昨年の法務省回答において、「建替え決議の内容を実現させるためには、決議に賛成しなかった区分所有者の権利を買い取る必要があること、決議要件を緩和した場合、その分だけ買取りの費用負担が重なり、建替え事業にとっての障害になる可能性がある。旨の説明があったが、デベロッパーが関与する事案においては、その点が障害となる可能性は低い。</p> <p>自主建替えの事案においても、区分所有者が買取りの費用負担も含めて建替えを進めるかどうかを判断すれば足り、決議要件を緩和することによって一般に建替え事業の障害が増すのではない。例えば現行基準では、買取り費用の増加分を負担しても建替えをしたい区分所有者がいた場合でも、4/5以上の賛成がなければその検討すら出来ないところ、仮に決議要件が2/3に緩和されれば、コストアップを含めても建替えをしたいというニーズを満たす選択肢が与えられることとなり、より建替えの可能性が高まると考えられる。</p> <p>なお、建替え決議前に把握していた同意状況と実際の決議の結果に大きな差が生じた場合は、事前の想定より買取り費用が増加し、資金調達の問題で建替え決議がなされても建替えの実現が困難になるケースが生じ得るが、あらかじめ決議に条件を付けるなどして対処策を定めることが可能であるし、決議要件の緩和によって実現される建替えの実現可能性の拡大という点と比較考量すると、この調査済みの点をもって、決議要件の緩和により建替えの実現可能性が高まるとは言えない。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 法務省  | 普通決議事項については、規約で別段の定めがない限り、区分所有者及び議決権の過半数で決することとされています。それ以外の特別決議事項については、区分所有法で個別に多数決要件が規定されていますが、「ほとんどの特別決議事項が多数決の基準として区分所有者の頭数と議決権の割合を併用しており、共用部分の変更における頭数要件を過半数まで減らすことができるほかは、特別決議事項の多数決要件については規約で別段の定めをすることはできません。また、建物の主要用途ごとに決議要件が異なるということはありません。 | 建物区分所有等に関する法律第17条第1項、第39条第1項、第62条第1項など | 対応不可  | <p>1 普通決議事項については、原則として区分所有者及び議決権の各過半数で決するとされています(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号、以下「区分所有法」といいます。第39条第1項)が、多数決の基準として議決権の割合のみならず区分所有者の人数も併用しているのは、区分所有建物等の管理又は使用に係る区分所有者の利害に関しては、共有物の管理と同じ面を有することから各区分所有者の有する区分所有権の大きさ(議決権の大きさ)に比例する側面があると同時に、区分所有関係が一つの共同生活関係である(共同の利益の維持を目的とするもので、居住という側面のみから捉えらるべきものではありません。という側面を有することから構成員(区分所有者)の数を考慮すべきと考えられているためです。頭数要件を緩和することは、区分所有関係が一つの共同生活関係であるという上記側面を軽視するものになりかねず、また上記の事情は、区分所有建物の用途ごとに異なるものでもありません。したがって、普通決議事項の頭数要件を緩和することや建物の用途ごとに異なる決議要件の設定を可能とする点については慎重な検討が必要であると考えます。</p> <p>なお、普通決議の多数決要件については、例えば、規約で別段の定めをすることによって区分所有者の人数のみの過半数で決すること(区分所有法第39条第1項)。</p> <p>2 御指摘の「特別・特殊決議」(区分所有法における普通決議以外の決議を指すもの)と理解します。以下、併せて「特別決議」といいます。)、は、決議内容の区分所有者に与える影響が大きい(重要性が高い)ことから、頭数要件を緩和したり、その多数決要件について規約で別段の定めができる範囲を拡大したりすることには慎重な検討が必要であると考えます。</p> <p>なお、共用部分の変更については、例外的に区分所有者の定数を規約で過半数まで減らすことができます(区分所有法第17条第1項ただし書)が、共用部分の変更は、共有物の処理に関する事柄であり、区分所有関係における持分の大きさを重視する要請が比較的大きい場面であるということから考慮された結果、他の特別決議の場合と異なり扱いはされていません。</p> <p>また、上記特別決議の内容の重要性は、建物の用途ごとに異なるものではないことから、区分所有建物の用途ごとに決議要件を設定可能とする点については、慎重な検討が必要であると考えます。</p> <p>3 区分所有法における建替え決議要件の緩和・見直しについて付言すると、区分所有法の決議により建替えは、個々の区分所有者として区分所有権の処分要件であり、本来であれば全員同意を要するものですが、これを多数決により行うことの正当性を担保するために、多数決要件は厳格である必要があります。また、建替え決議の内容を実現するために、建替え決議に賛成した区分所有者は、決議に賛成しなかった区分所有者に対して、売渡し請求権を行使してその権利を買い取りなければなりません。決議要件を緩和した場合には、その分だけ買取りの費用負担が重なるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大することになり、かえって建替え事業の円滑な遂行にとっての障害となりかねません。</p> <p>なお、決議に賛成しなかった区分所有者について、その区分所有権の時価での買取りが予定されているとしても、その意思に反して区分所有権を失うことになる以上、多数決要件に厳格性が求められることに何ら変わりはありませんし、決議要件を緩和した場合における建替え事業への影響についても、区分所有法が想定する区分所有建物に適用される以上、デベロッパーが積極的に関与する区分所有建物のみを想定すれば定まっているというものではありません。また、建替え決議の緩和により、建替えに要する社会的・経済的コストが増大しても建替えが実施される事例も生じ得るとはいえるものの、費用負担の問題が建替えを阻害する大きな要因として存在する以上、建替え決議要件の緩和により建替えが大きく促進されるとはいえず、上記のような事例が生じ得るということをもって上記多数決で行うことの正当性の担保を減らすことは相当ではありません。</p> <p>したがって、建替え決議要件の緩和・見直しについては、慎重な検討が必要であると考えます。</p> |
| 280215100 | 27年12月22日 | 28年1月27日   | 28年2月15日      | 登記完了後に交付される書類の記載内容改善 | <p>【具体的内容】</p> <p>登記完了後に交付される書類において、公簿地籍、権利設定登記における目的・範囲・乙区の順位番号が確認できない(登記事項証明書)を、登記完了後に交付される書類に記載内容を改善できる書類(登記事項証明書等)を手数料なしで追加交付すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>平成18年度および21年度の規制改革要望における本要望に対し、平成23年の関係法令改正により一部要望事項が反映されたものの、「権利設定登記における目的・範囲、など乙区の「権利者その他の事項」について確認できない内容となっており、要望事項が十分に反映されていないと見受けられることから、再度改善を要望するものである。</p> <p>不動産登記法改正(平成17年3月施行)により、登記申請の方法として従来の「書面申請」に加え、「電子申請」による方法が認められ、平成20年7月14日以降すべての法務局への「電子申請」が可能となった。また、不動産登記規則の一部改正(平成23年6月施行)等により、登記完了後に法務局から交付される書類および記載内容は、申請方法の種別によらず次のとおりとなっている。</p> <p>申請受付番号、受付年月日、登記の目的、不動産の表示(所在、地番、地目、地積、2以上の権利登記のときは順位番号に当該登記を識別するための符号)</p> <p>登記識別情報通知書(表示登記・地役権設定登記に関しては交付されない)</p> <p>不動産、不動産番号、受付年月日、受付番号、登記の目的、登記名義人、登記識別情報</p> <p>不動産登記法改正前は、登記所(法務局)から登記済証が交付されていたことから、登記内容を確認することが可能であった。しかし、同法改正により、登記完了後に交付される登記完了証および登記識別情報通知書では、権利設定登記における目的・範囲等の「権利者その他の事項」について、登記完了後に当該地の登記事項証明書等の交付を受けなければ確認できない状況にあり、登記事項証明書等の交付手数料(全部事項337円/通＝登記情報提供サービス利用時)が必要となる。</p>   | (一社)日本経済団体連合会 | 法務省  | 登記官は、その登記をすることによって申請人自ら登記名義人となる場合において、当該登記を完了したときは、当該申請人に対し、当該登記に係る登記識別情報を通知しなければならいとされています。また、登記官は、登記の申請に基づいて登記を完了したときは、申請人に対し、登記完了証を交付することになり、登記が完了した旨を通知しなければならいとされています。なお、登記事項証明書等の手数料の額は、物価の状況、登記事項証明書等の交付に要する費用実費その他一切の事情を考慮して定められているものとされています。 | 不動産登記法第119条第3項、不動産登記法第21条、不動産登記規則第181条 | 対応不可  | <p>「公簿地籍」につきましては、登記完了証に、登記簿(公簿)に記載されている地籍が記載されておりますので、御確認ください。</p> <p>また、「登記完了後に法務局から交付される書類および記載内容は、申請方法の種別によらず次のとおりとなっている。」とありますが、不動産登記規則の一部改正(平成23年6月施行)により、電子申請(不動産登記法(平成16年法律第23号)第181条第1号)における登記完了証は、書面申請(同条第2号)におけるものと同じ申請情報が記録されることとなり、御要請中、乙区の順位番号以外の事項については確認が可能となっております。</p> <p>順位番号につきましては、申請に係る登記をする際に付される番号ですので、登記事項証明書等により確認していた(こと)となり、これを登記完了証に記載するしない場合でも、申請内容が改正に係る経緯が必ずしも記載されません。また、登記完了証は、申請に基づき登記が完了したことを申請人に通知することを目的として交付されるものであり、登記識別情報は、登記名義人を識別することを目的として通知されるものであるため、「乙区の順位番号」を記録しなくても当該目的は達成されているものと考えています。」</p> <p>なお、登記事項証明書の手数料により、登記情報等を管理・運用するシステム経費等を捻出しており、このことは、受益者負担の原則に基づいて定められております。</p>  |



規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )、( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号      | 受付日       | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項                         | 提案の具体的内容等  | 提案主体         | 所管省庁                | 所管省庁の検討結果   |  |  |  | 規制改革会議における再検討項目 |
|-----------|-----------|-------------|---------------|------------------------------|--|--------------|---------------------|---|--|--|--|-----------------|
|           |           |             |               |                              |  |              |                     | 制度の現状   | 該当法令等  | 措置の分類  | 措置の概要(対応策)   |                 |
| 280318006 | 27年11月4日  | 27年12月22日   | 28年3月18日      | 経済連携協定に基づく外国人介護事業者の取得資格要件等緩和 | <p>【提案の具体的内容】<br/>経済連携協定に基づく介護福祉士候補者として滞在しているインドネシア、フィリピン、ベトナム人の介護職について、4年間の就労・研修の期間終了後もわが国の介護施設で就労可能となるために取得に要する資格を、現状の介護福祉士から、介護職員初任者研修修了の資格に緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】<br/>介護福祉士試験は、その合格率が全受験者の6割程度と、看護師国家試験の約9割等と比較しても難易度の非常に高いものであり、外国人の継続的な在留資格の要件として過度に高く、志願する外国人のモチベーションを削ぐ、介護業務に取り組みたい志があっても、難易度の高い資格試験に挫折し、心ならずも帰国してしまうこともある。介護業務へのモチベーションの高い外国人人材を確保し、慢性的な介護人材不足を緩和するためにも、「介護職員初任者研修修了」への要件緩和が必要である。「介護職員初任者研修修了」は、介護保険の対象となる訪問介護業務に従事できる要件として政令で定められている。</p> <p>「日本再興戦略」改訂2015にある「経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の活躍促進」の具体策としても検討されるべきである。</p> <p>資格要件を緩和することにより、わが国において介護技術等を学ぶ外国人の裾野を広げることができ、わが国と相手国との経済活動の連携強化に資することができ、またわが国における介護サービスの質・量の向上・充実に寄与することもできる。</p>  | (社)日本経済団体連合会 | 法務省<br>外務省<br>厚生労働省 | <p>出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第1の5の表、平成27年法務省告示第131号(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件)、平成20年厚生労働省告示第312号、同第509号、平成24年同第507号</p>   | 対応不可   | <p>外国人材の受入れに係る基本的な考え方として、専門的・技術的分野の外国人材については、我が国の経済社会の活性化に資することから積極的に受け入れることとしています。</p> <p>これを踏まえ、経済連携協定(EPA)においても、介護福祉士国家試験の合格を求めているものであり、これを、国家資格ではない、介護職員初任者研修修了をもって代えることは困難です。</p> <p>なお、EPA介護福祉士候補者の受入れは、労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、特例的に行うものです。</p> <p>介護福祉士試験不合格者に対しては、再受験に向けた滞在期間の延長や、帰国者に対する再受験支援を行っているところです。</p>   |  |                 |
| 280318034 | 27年12月7日  | 28年1月27日    | 28年3月18日      | 空家とその敷地の所有者情報の提供             | <p>【提案の具体的内容】<br/>空家の減少に向けて我々企業も積極的な取り組みを行う考えだが、空家の所有者がはっきりせず、所有者への働きかけが十分に行えない状況にある。空家の減少を促進するためにも、一定の条件の下での、行政側が保有する所有者の氏名、現住所等の個人情報を民間企業にも開示できるようにすべきである。</p> <p>【提案理由】<br/>&lt;規制の現状&gt;<br/>空家対策特別措置法において、市町村長は、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報(課税台帳)のうち、空家等の所有者等に関する情報(氏名又は名称、住所、電話番号)について、法の施行のために必要限度において、守秘義務に抵触することなく、内部で利用することができることとされている。</p> <p>しかしながら、市町村の内部利用に限られるため、空家対策としての管理業務や建替需要調査、土地活用等を行う民間事業者に対しては、空家とその敷地の所有者への連絡や働きかけを目的とする場合であっても、個人情報保護法の利用目的の制限事項があり、空家対策特別措置法にあっては、も外部への情報提供やその活用用途、利用目的の制限事項について明記されていないことが理由となり、課税台帳に記載されている個人情報の提供を受けることができない。このため、民間企業が事業性の確認を含め、空家対策に積極的に動くことが大変困難な状況となっている。</p> <p>&lt;要望理由&gt;<br/>民間事業者が空家対策に取り組む場合には、事業性に関する調査を行う必要から、所有者との接触、交渉が不可欠であるが、空家の所有者を調べることが実態的に困難である。自治体においては、課税台帳に取り込まれた個人情報の確認により所有者が特定できている。民間事業者への情報提供ができないため、自治体のみで所有者に対して働きかけを行うだけでは不十分な。民間事業者が協力を求めようとしても、民間事業者が求める情報を提供できない為、十分な連携がとれず対策の推進が図り辛い。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;<br/>空家とその敷地の所有者との調整が可能となり、事業者にとっては、事業性判断を行うことができるようになるため、空家対策の推進が期待できる。</p> | (社)日本経済団体連合会 | 総務省<br>法務省<br>国土交通省 | <p>空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項において、市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができることとされている。</p> <p>また、市町村は、同法第13条において、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する行為を行うが販売し、又は賃貸するため)に所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他のその活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとすることとされています。</p>  | <p>【国土交通省、総務省、法務省】<br/>個人情報の取り扱いが、それぞれの地方自治体の個人情報保護条例等に基づいてルールが定められていますが、一般的に、空家等の所有者、所有者の現住所などの個人情報を本人の同意なくして外部提供することはプライバシーの問題があり、困難であると考えられます。</p> <p>しかしながら、御指摘の「一定の条件の下」として、本人の同意を得た上で市町村から空家等の所有者等に関する情報を民間事業者へ提供することは可能であり、実際に民間事業者と連携して空家等の利活用に取り組む市町村もあります。</p> <p>【法務省】<br/>空家等対策特別措置法</p> | <p>【国土交通省、総務省】<br/>個人情報の取り扱いが、それぞれの地方自治体の個人情報保護条例等に基づいてルールが定められていますが、一般的に、空家等の所有者、所有者の現住所などの個人情報を本人の同意なくして外部提供することはプライバシーの問題があり、困難であると考えられます。</p> <p>しかしながら、御指摘の「一定の条件の下」として、本人の同意を得た上で市町村から空家等の所有者等に関する情報を民間事業者へ提供することは可能であり、実際に民間事業者と連携して空家等の利活用に取り組む市町村もあります。</p> <p>【法務省】<br/>空家等対策については、空家対策特別措置法により市町村において取り組むこととされているところ、法務省・法務局においては、市町村が取り組む空家等に関するデータベース整備等を支援することが求められており、具体的には、「例えば空家等の不動産登記簿情報については関係する法務局長に対して、電子媒体による必要な不動産登記簿情報の提供を求めることができる」とされています(空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(平成27年総務省、国土交通省告示第1号))。</p> <p>つまり、法務局は、市町村が把握した空家等について、市町村からの要請に対し、当該空家等の登記簿情報等を提供するよう仕組みとなっており、法務局が空家等の情報を収集しているわけではないため、空家等に関する所有者等の情報を開示するということはできません。</p> <p>また、市町村が整備した空家等のデータベースの取扱いについては、当省はコメントする立場にありません。</p> <p>なお、不動産登記簿等の公開に関する制度については、以下のとおりです。</p> <p>・何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面(登記事項証明書)の交付を請求することができるものとされています。</p> <p>・何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記載されている事項の概要を記載した書面(登記事項要約書)の交付を請求することができるものとされています。</p> |  |                 |
| 280318073 | 27年11月30日 | 28年2月23日    | 28年3月18日      | 訪日観光ビザの緩和                    | <p>【提案内容】<br/>2013年7月から順次緩和されている東南アジア各国からの訪日ビザ免除・緩和の継続、事務手続きの簡素化、さらなる対象国の追加。</p> <p>【提案理由】<br/>訪日ビザ取得条件が大幅に緩和された東南アジア各国からの訪日外国人旅行者数が増加している。規制緩和を継続・拡大し、旅行者数をさらに伸ばすべき。</p>  | (公社)関西経済連合会  | 警察庁<br>法務省<br>外務省   | <p>ASEAN諸国人に対しては、カンボジア及びラオス国民に対しては2013年11月18日より、ミャンマー国民に対しては2014年1月15日より短期滞在数次ビザを導入しております。</p> <p>インドネシア、フィリピン、ベトナム国民に対する数次ビザに関しては、発給要件の緩和に加え、有効期間を最長5年に延長したほか、これら3か国以外の国に居住されている方についても、居住地を管轄する在外公館において申請可能とする緩和措置を2014年9月30日より実施しており、さらに、同年11月20日より、指定旅行会社の取扱い(パッケージツアー参加者の一次観光ビザの申請手続きを簡素化)しております。</p> <p>また、インドネシア国民に対して、在外公館への旅券の事前登録制によるビザ免除を2014年12月1日より開始しております。</p> <p>併せて中国人に対して、数次ビザ発給要件緩和を2015年1月19日より開始しております。具体的には、商用目的の着や文化人・知識人の数次ビザの申請者について、要件を一部緩和する。沖縄・東北数次ビザ申請者について、過去3年以内の訪日歴がある者については経済力の要件を緩和する。個人観光者について、相当の高所得者に限り、沖縄・東北3県への1往復に1泊することを要件としない数次ビザを導入しました。</p> <p>インド国民に対しては2014年7月3日より、モンゴル国民に対しては2015年8月10日より短期滞在数次ビザを導入し、インド国民については、2016年11月11日より、過去3年以内の訪日歴がある者については経済力を最長5年に延長したほか、これら2か国以外の国に居住されている方についても、居住地を管轄する在外公館において申請可能とする緩和措置を実施しております。</p> <p>さらに、ベトナム及びインド国民に対しては、2016年2月15日より、数次ビザの有効期間を我が国と初めて有効期間を最長10年とし、発給対象者の拡大等しております。</p> <p>アジア以外では、アラブ諸国国民に対し、2015年6月15日より数次ビザを導入し、2016年2月2日からは同ビザの発給要件を緩和し、滞在期間を90日に延長しました。</p> | 外務省設置法   | 検討を予定  | <p>今後の更なる査証緩和については、既に実施した緩和措置の実施状況をレビューし、観光立国の実現に向けた必要性及び治安等への影響を考慮して、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、総合的観点から検討していきます。</p> |                 |